

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成27年4月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500001 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1500004 号

第 1 結論

昭和 53 年 2 月から同年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 24 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 53 年 2 月から同年 12 月まで

私は、昭和 53 年 2 月に会社を退職した後、時期は定かではないが A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行った。請求期間については、婚姻（昭和 54 年 1 月）して海外に行くまでの期間であり、同区役所か金融機関で納付書を用いて保険料を納付していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間については、現在、オンライン記録によると、国民年金に未加入とされている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、請求者と同姓同名の被保険者の国民年金手帳記号番号に関する事務処理が、昭和 53 年 10 月頃に社会保険事務所（当時）において行われていた形跡があり、当該手帳記号番号に係る国民年金被保険者台帳に記載されている氏名、生年月日及び住所地は、請求者のものと一致しており、当該手帳記号番号については、請求者に対して払い出されていた番号であると確認できる。

また、請求者に係る国民年金被保険者台帳及び国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況（オンライン記録）によると、請求者の国民年金加入手続については、昭和 53 年 8 月頃に行われたものとみられ、この加入手続の際に、昭和 53 年 2 月まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われていたものと考えられる。

これらのことから、請求期間は、本来であれば国民年金の加入期間としてオンライン記録において管理されるべき期間であり、請求者に係る年金記録は適切な管理が行われていないことがうかがわれる。

さらに、請求者は、請求期間のうち、昭和 53 年 2 月及び同年 3 月の保険料については、過年度保険料として、昭和 53 年 4 月から同年 12 月までの保険料については、

現年度保険料として納付することが可能であった上、請求期間は 11 か月と短期間である。

加えて、請求期間のうち、昭和 53 年 2 月及び同年 3 月の保険料については、上述の国民年金被保険者台帳において、昭和 52 年度の摘要欄には「納付書発送」との押印も確認でき、同時期に加入手続が行われた他の被保険者の状況から、請求者が海外に出国するまでの間に請求者に対して過年度保険料に係る納付書が発送されていた状況がうかがえるところ、請求者は、請求期間以外の国民年金加入期間において保険料の未納が無いほか、請求期間当時、保険料を納付できないような生活状況ではなく、納付書が送付されたら保険料を納付していたと思うと陳述している。

その上、請求期間のうち、昭和 53 年 4 月から同年 12 月までの保険料については、上述の国民年金被保険者台帳において、通常は保険料の納付月数等の合計が記載されるべき進達欄（昭和 53 年度）は空欄のまま記録が保管されており、保険料の納付記録の事務処理が途中で滞っていたことがうかがわれるため、請求者に係る昭和 53 年度の納付記録の管理については、適切さに欠ける部分が見受けられる。

このほか、請求者は、A 市 B 区役所又は金融機関で納付書を用いて保険料を納付したと思うと陳述しており、これは当時の保険料の納付方法とも一致していることから、請求者が請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500019 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500002 号

第 1 結論

請求者の A 事業所 (事業主は、B 氏) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正し、同年 3 月の標準報酬月額を 22 万円とすることが必要である。

平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A 事業所には、平成 19 年 3 月 31 日まで正社員として勤務し、同年 4 月 1 日からはパートとして引き続き勤務した。しかし、年金記録を確認したところ、当該事業所における資格喪失日が同年 3 月 31 日とされている。同年 3 月 31 日まで正社員として勤務したことは確かなので、請求期間を年金額に反映するよう訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録及び A 事業所の回答によると、請求者が平成 19 年 3 月 31 日まで、当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

そして、A 事業所から提出された平成 19 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び当該事業所の回答によると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び当該事業所の回答によって認められる厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したと回答している一方、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所 (当時) は、請求者の同月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1500037 号
厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 1500005 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 52 年 2 月 21 日から同年 3 月 21 日に訂正し、同年 2 月の標準報酬月額を 9 万 8,000 円とすることが必要である。

昭和 52 年 2 月 21 日から同年 3 月 21 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 52 年 2 月 21 日から同年 3 月 21 日まで

A 社で勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。請求期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録により、請求者が、昭和 52 年 3 月 20 日まで、A 社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日は、昭和 52 年 2 月 21 日となっていることが確認できる。

しかし、A 社より提出された請求者にかかる厚生年金基金加入員資格喪失通知書によれば、資格喪失日は昭和 52 年 3 月 21 日となっている上、同社及び B 厚生年金基金は、請求期間当時の届出書類について、「複写式であった。」と陳述しており、事業主は、当該厚生年金基金と社会保険事務所 (当時) に同一の書類を届け出していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、請求者が昭和 52 年 3 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、請求期間の標準報酬月額については、請求者の厚生年金保険被保険者原票の昭和 52 年 1 月の記録から、9 万 8,000 円とすることが必要である。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第1500036号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第1500007号

第1 結論

請求期間のうち、平成15年7月22日及び同年12月25日の標準賞与額を3万円、平成16年12月20日の標準賞与額を6万円、平成17年8月18日の標準賞与額を3万8,000円、同年12月26日の標準賞与額を6万円に訂正することが必要である。

平成15年7月22日、同年12月25日、平成16年12月20日、平成17年8月18日及び同年12月26日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月22日、同年12月25日、平成16年12月20日、平成17年8月18日及び同年12月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年7月22日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月10日
④ 平成16年12月20日
⑤ 平成17年8月18日
⑥ 平成17年12月26日
⑦ 平成18年2月21日から同年4月1日まで

請求期間①から⑥までについて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが記録が無いので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

また、請求期間⑦について、請求期間⑦の前後で、A社から関連会社のB社（現在は、C社）に異動した記録になっているが、仕事内容は変わらず、請求期間⑦もA社に勤務していた。請求期間⑦について、厚生年金保険の被保険者であったこと

を認めてほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、②、④、⑤及び⑥について、請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間①、②、④、⑤及び⑥において、A社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、複数の同僚から提出された請求期間①、②、④、⑤及び⑥に係る賞与明細書及び人事記録等により、これらの同僚は、請求者と同時期に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①、②、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①、②、④、⑤及び⑥の標準賞与額については、上記預金通帳の写し、賞与明細書及び人事記録等から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月22日及び同年12月25日は3万円、平成16年12月20日は6万円、平成17年8月18日は3万8,000円、同年12月26日は6万円とすることが妥当である。

なお、請求者に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求期間①、②、④、⑤及び⑥に係る賞与支払届を提出しておらず、保険料も納付していない旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者に係る請求期間①、②、④、⑤及び⑥の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求者から提出された預金通帳の写しによると、請求期間③に係る月内に「給与」の振込みが3回確認できるが、A社から賞与の支給及び保険料の控除について回答が得られず、課税資料についても保存期限経過のため確認することができないことから、請求期間③に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求期間③について、請求者の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間③については、請求者が標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間⑦については、同僚の証言から請求者は、A社又はB社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求者から給与明細書等の提出は無く、請求者と同様に空白期間が確認できる複数の同僚に照会したものの回答が得られない上、A社及びC社からも回答が得られないことから、請求期間⑦に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、課税庁から提出された平成19年度の課税資料からは、請求期間⑦に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求期間⑦について、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除につ

いて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間⑦については、請求者が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1500010 号

厚生局事案番号：東海北陸（厚）第 1500003 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の資格取得日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 1 月頃から昭和 52 年 1 月頃まで

請求期間に、A社（現在は、B社）で勤務していたが、私の厚生年金保険被保険者記録には同社の記録がない。給与から厚生年金保険料が事業主により控除されていたと思うので、請求期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言により、請求者が昭和 47 年 1 月 21 日から昭和 51 年 2 月 29 日まではA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、雇用保険の記録によると、請求者は、C社において昭和 51 年 10 月 1 日に資格取得していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社は昭和 51 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間のうち同日より前の期間において適用事業所であった記録が確認できない上、B社は、請求者に係る当時の資料はなく厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

さらに、A社において昭和 51 年 10 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち 19 人は、資格取得の前まで国民年金に加入し、保険料を納付しており、そのうち 4 人は、「事業所が厚生年金に加入する前は国民年金で、給与からは厚生年金保険料が控除されていなかった。」と証言している上、同僚が保管する給料明細書においても、昭和 51 年 9 月分以前の厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1500042号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1500006号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年6月23日

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。請求期間に賞与の支給があったと記憶しているので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の賞与が支給されたことを証明できる資料を保管していない上、A社から提出された同社の給与システムの記録によれば、請求者に対して当該期間の賞与を支給していないことが確認でき、同社の事務担当者は、平成18年5月15日の入社日である請求者は、同年6月23日の賞与の支給対象者とはならない旨を回答している。

また、請求者及びA社は、請求期間に係る賞与の支給が銀行振込であったとしているところ、金融機関から提出された請求者の給与及び賞与の振込が確認できる口座の取引明細表には、当該期間に同社から賞与が振り込まれた記録はない。

さらに、A社が加入するB厚生年金基金から提出された請求者の加入員台帳及び同社が加入するC健康保険組合の請求者の被保険者情報によれば、請求期間に係る賞与の記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。